

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日 時	令和元年6月17日(月曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 2時40分
出席委員	◎福井 ○木村 三上 浅田 山本 松山 木曾 石野		
執行機関 出席者	山内市長公室長、竹村ふるさと創生課長、小栗人事課長、内藤人事課副課長 田中生涯学習部長、三宅文化・スポーツ課長、小塩文化・スポーツ課担当課長、 福田市民力推進課長 中川人権啓発課長、岩崎文化・スポーツ課副課長、 樋口市民力推進課市民活動推進係長、真里谷市民力推進課地球環境子ども村係長、 藤本人権啓発課副課長 柏尾総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、菊井自治防災課主幹、 湯浅自治防災課主幹、野々村税務課長、三宅商工観光課長、牧野自治防災課副課長、 大石税務課副課長、名倉総務課総務係長 片山教育部長、國府教育部次長、亀井教育総務課長、伊豆田社会教育課長、 平田学校給食センター所長、鞆飼歴史文化財課長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 1名	議員 2名(竹田、三宅)

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

10:05

### 3 議案審査

(市長公室 入室)

10:05～

#### 【市長公室】

(1) 第15号議案 亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例の  
について

市長公室長                      あいさつ  
ふるさと創生課長              説明

#### 《質疑》

<三上委員>

移住体験での使用料は、採算度外視で格安に設定されている。これは一つの目玉である。そもそもの料金設定の根拠からしても、今回の消費税引き上げ上乘せについてはどのように考えているのか。

<ふるさと創生課長>

施設使用料については消費税法で決まっている。施設管理をする上で電気代、水道代といった消費税が関係してくるため、引き上げ分を上乗せするものである。

<三上委員>

2%引き上げ分を上乗せしないと、法律に違反しているということか。

<ふるさと創生課長>

消費税法で決まったとおりに上げるということである。

<福井委員長>

8%の時も内税になっていたのであれば、10%になっても内税でいいのではないか。

<市長公室長>

市の公共施設の使用料には、これまで8%の消費税が含まれるという考え方であった。それを10%に変えるということである。

<三上委員>

根拠はわかった。2点目だが、消費税は法律で決まっており、施行時期だけが問題であるが、もしも凍結になった場合のプロセスを教えてください。

<ふるさと創生課長>

10月1日までは消費税を8%に戻すための条例改正が必要となる。

(質疑終了)

## (2) 第23号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

### 《質疑》

なし

10:18

(市長公室 退室)

(生涯学習部 入室)

10:20~

### 【生涯学習部】

#### (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

生涯学習部長 あいさつ

市民力推進課長 説明

文化・スポーツ課長 説明

### 《質疑》

<山本委員>

ボルダリング施設の規模、対象は。

<市民力推進課長>

正面の壁面、右側の側面に設置を考えている。安全対策として、下にはマットを敷き、上にはロープをつるす滑車をつける。子どもから大人まで利用できる。

<三上委員>

使用料や申し込みは。

<市民力推進課長>

使用料は検討中である。

<三上委員>

命綱を操作し、安全確保しながらとのことだが、安全確保や維持管理のための人員が必要となるのか。

<市民力推進課長>

施設を作るにあたり、専門業者からの技術提案を受けるので、そこで検討していく。

<三上委員>

人員を配置するための支出が発生してくるのか。

<市民力推進課長>

見込みなのでわからないところはあるが、できるだけ自分たちでできるものを考えているので、専門的に委託するということは考えていない。

<生涯学習部長>

京都府の山岳連盟、亀岡市の山岳連盟と相談しながら設置する。山岳連盟から、どこかに子どもも使えるクライミングウォール施設を作ってほしいと、口頭での要望を過去からもらっている。維持管理、指導についても協力させていただくとおっしゃっている。専門的な方々の指導を仰ぎながら、より安全な、低コストでの利用を考えていきたい。

<浅田委員>

今後、大きな大会ができるような施設にするのか、ただ単に市民が楽しめる施設で終わってしまうのか、明確になっているか。

<市民力推進課長>

利用者から誓約書をいただき、自己責任で利用していただくことを考えている。スポーツ少年団などの子どもたちの利用は、積極的に進めていきたい。ただ、イベント的に使用される場合は、主催者の責任とし、ある程度のものはできるような施設を作りたい。

<浅田委員>

今、ボルダリングは、世界的にもメジャー化してきている。スタジアムで大きな大会ができればいいと思う。

<生涯学習部長>

スタジアムでは、競技レベルの各種のボルダリングができる。2021年のワールドマスターズゲームズのボルダリング競技の開催も決まっている。今回設置する交流会館のボルダリングについては、本格的な競技というよりも、ボルダリングに親んでもらうことが主になる。ここで研鑽を積み、スタジアムで開催される大きな大会に出場するといった展開を考えている。

<木曾委員>

交流会館にボルダリング施設を作る目的は。

<市民力推進課長>

今、交流会館では様々な事業を展開し、週末を中心に多くの来場者がある。そこで、もう一つ気軽に親子で楽しめる施設を作り、交流会館の利用促進を図りたいと考えている。幸い、スポーツ振興くじ助成金の交付が決まったので提案した。

<木曾委員>

交流会館の運営促進のために作るということだが、結果としては、安全対策や料金

設定が後回しになっており、先走って実施しているように受け止めた。クライミングウォール施設を作ることは問題ないと思うが、スポーツ振興くじ助成金がもらえるから作るとしか思えない。安全対策や料金設定の問題を考えれば、市立の体育館など、スポーツ施設の中に作る方が利用者も多いと思うがどうか。

<生涯学習部長>

交流会館は、利用者数が伸びてきている。昨年作ったログハウスの利用者も多く、市外からの利用も増えてきている中で、雨天の場合でも運動ができるという新たな要素を付加し、より一層交流会館を発展させていくという考えで今回の補正予算を計上した。

<木曾委員>

命綱を持ちながらの運動を安易に考え過ぎていると思う。事故が起こった場合はどうするのか。山岳連盟の人に責任を持たせられない。この予算の料金設定の部分はどこにあるのかと探したが全くない。集客を主に置いており、安全対策と料金設定という一番大事な部分が抜け落ちていることに違和感を覚える。ボルダリングについてよくわからないが、安全対策は本当に大丈夫なのか。

<生涯学習部長>

設備自体が安全対策が取れた形になっている。落ちてもしロープで体がつながれているので、安全対策については大丈夫だと思っている。

<木曾委員>

事業をするには、予算も大事だが、用意周到の準備が必要だ。料金設定、安全対策、対象者・初心者に対する安全対策、市としての対応の仕方をしっかり考えておかないと、大きな問題を起こしてからでは、いい物を作っても上手くいかないだろう。誰でも気軽に使える物ではないような説明であった。いつから工事に入るのか。

<市民力推進課長>

9月くらいに、ボルダリング設備設置のための技術提案を募集したい。工期については、年内を目途に設置をしたいと思っている。

<木曾委員>

今はまだ何も決まっていないということか。どんな物になるかもわからない。設計図もない。業者がどこかもわからない。予算だけ先に要求しておこうというのは本末転倒ではないか。計画があり、業者が決まってから予算を要求するのが本来の形だと思う。なぜ順番が逆になってしまったのか。

<市民力推進課長>

この業務については、クライミングウォール、ボルダリング設備の知識が私たちに少ない。作るにあたっては、どのような設備がいいか、この施設でどうやったらいいか、この予算の中で何ができるのかという技術提案を受けて実施していきたいと考えている。市で図面を用意するだけのノウハウがないので、一括的、総合的に施設の基本も踏まえて取り組んでいきたいと考えているので、今の段階では形が見えていないところがある。

<木曾委員>

今の説明では、私たちは全く知識がないので業者に任せますとしか聞こえない。安全対策や今後の計画について説明できる段階にはないと思う。人から聞いた話だが、ボルダリングは初心者がやるには危険を伴い、事故もあるので、専門的な指導者が必要とのことだ。ボルダリングについて知っているのか。

<市民力推進課長>

知っている。大人であれば自分のできるレベルがわかるが、子どもは限界がわから

ないので、ある程度のフォローが必要であると思っている。この事業については、施設のしつらえは専門の業者に発注し、市の意見も盛り込んでもらい、安全対策も含め全ての検討は、その中でしていく予定である。

<木曾委員>

予算が確保でき、この範囲の中でボルダリングを設置していくことについてはいいと思う。しかし、安全対策や料金設定などを明確にしてから工事を発注することにはしない限りは、後で後悔することになるのではないかと思うので、そういった下準備をしっかりとやってほしい。

<生涯学習部長>

ご意見を反映し進めていく。正面の壁面は天井までの高さがあり、東側右手壁面は高くない。子どもが転んでもマットがあるので安全対策は大丈夫だと思う。既に設置されている施設にも何カ所か視察に行った。安全対策についても、山岳協会に指導員として協力をお願いし、より安全に、いい物になるように進めていきたい。

<三上委員>

そもそもの事業の構想を聞きたい。事業計画は以前からあったが、財源がなくてできなかったのか。いつからこの計画があったのか。

<生涯学習部長>

匠ヴィレッジ、チョロギ村などで交流会館を改修する時点からこの構想はあった。屋外に設置するのがいいか、中がいいのか、また助成金の調査を行い、対象になるのは toto 助成金ということで、今回申請し承諾を得た。2年前くらいから、規模は別として、交流会館の中にボルダリング設備を作りたいという想いは持っていた。

<三上委員>

toto 助成金は、この事業をすることで申請を出したら通ったということか。

<生涯学習部長>

そのとおりである。

<松山委員>

スタジアムにできるボルダリング施設との差別化は。

<市民力推進課長>

スタジアムには専門的な競技レベルの設備ができる。交流会館については、もっと気軽に楽しめる機能の物を考えている。

<松山委員>

親子で楽しめるということだが、何歳から使えるのか。

<市民力推進課長>

わからない。小学生になれば登り棒もあるのでできると思う。幼稚園でも触れると思うが、はっきりとはわからない。

<福井委員長>

toto 助成金は、今回の議会に通さないともらえないのか。山岳連盟の協力体制、対象となる子どもの年齢、管理人を置くか、料金を取るか取らないかは別にして、作ることはいいいことだと思うが、何の説明もなく、議案審査のしようがない。

<市民力推進課長>

今回、クライミングウォールを設置するにあたり、toto 助成金を活用し、どのような設備を作るのか、どのような管理をするのか、全体的、一体的なクライミングウォールに対する設計・設置業務を発注しようと思っている。その中で検討していく。

<福井委員長>

1, 788万円の業務委託料は、工事費ではなく、全額が設計費なのか。

<市民力推進課長>

全体経費の内訳を持っている。1, 788万6千円に対し、設備経費、設計管理、技術提案、それぞれ金額は異なるが、クライミングウォールが他の事例から800万円くらいとか、下の安全対策に200～300万円という数字は持っている。予算積算資料であって、業者に技術提案を求めた時、業者の見積額との相違はあるかもしれないが、上限範囲の中でできるものを提案いただき設置していきたいと考えている。

<福井委員長>

それなら技術提案の部分だけ予算を通したらだめなのか。説明できないのであれば、9月議会に回したらだめなのか。

<生涯学習部長>

今回の委託料には、設計から施工まで全て入っている。設置場所や規模、安全対策も含めた仕様書を作り、プロポーザル方式で業者を決める。施工期間を考えると今議会で通していただきたい。

<木曾委員>

予算の積算根拠を聞きたい。toto助成金だけでなく、一般財源も入っている。業者に丸投げといった説明では認められない。

<生涯学習部長>

積算根拠を資料として出す。

<三上委員>

積算根拠を出すのは当然だ。toto助成金は、今議会で通さないともらえないのか。

<生涯学習部長>

プロポーザルで提案を募り、業者が選定され、正式な設計が上がってきて、その額がtoto助成金の最終的な交付確定金額になる。逆算すると6月議会で可決いただきたい。

<三上委員>

年度内に完成しなければならないということか。通年議会なので、市民の福祉増進のために必要であれば7月でも8月でも議会を開くことができる。現時点ではわからないことが多い。

<福井委員長>

次の議案審査に入り、積算根拠のコピーができれば、再度この案件に戻ることにする。

## (2) 第6号議案 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

文化・スポーツ課長 説明

《質疑》

なし

## (3) 第9号議案 亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

《質疑》

＜松山委員＞

使用料について、地域住民の理解は得られているのか。

＜人権啓発課長＞

地元の代表者で組織する各文化センターの運営委員会に対し、3月に説明を行い、理解を得ている。

＜松山委員＞

説明に対して、地元からどのような意見が出ていたか。

＜人権啓発課長＞

設備が老朽化しているところもあるので、料金を上げる以上、不便がないようにといった意見の他、料金について市民に対してしっかりと広報するように、利用者が減ることがないようにといった意見が出された。貸館機能を持っているので、設備に不具合があれば対応しなければならないと思っている。広報については、きずな、おしらせ、館だよりに掲載し、受付窓口でも説明する。

＜松山委員＞

センターにより料金が異なることに対する説明はできているのか。

＜人権啓発課長＞

文化センターは低額な料金設定としてきた。料金改定については、中核館構想の考え方も含めて広報していく。

＜松山委員＞

地域に対する十分な説明を要望する。

＜木曾委員＞

運営委員に説明するだけでなく、利用者に対して明確に説明すべきである。

＜人権啓発課長＞

広報紙、各センターの窓口で説明を徹底していく。

＜木曾委員＞

利用者は広範囲におられる。センター窓口での説明だけではなく、市が窓口となって広報していくべきだ。

＜人権啓発課長＞

センター任せでなく、本庁の人権啓発課の窓口で十分説明していく。

＜三上委員＞

減免制度は従来と全く変わらないということか。

＜人権啓発課長＞

減免については、条例、内規に基づき、従来どおりの運用をしていく。

＜三上委員＞

他の公共施設との均衡は図れているのか。

＜人権啓発課長＞

他の公共施設の全てを把握しているわけではないが、地元の使用に対しては減免している。

＜福井委員長＞

料金が倍になるという不安の声を聞く。文化センターの料金改定は、歴史的背景があって安く抑えられていた料金を、一般的な料金に改定するという趣旨でいいか。

＜人権啓発課長＞

中核館以外は、午前と午後の整合をとった改定である。中核館は、他の公共施設よりは低く抑えており、同水準ということではない。

<木曾委員>

かつて特定目的の施設であり使用料設定はなかったが、平成14年に同和施策が一般施策となり、施設も使用料を設定して広く使ってもらうことになった。当時は利用を促進するため料金を低く抑えていたが、利用も増え、大規模改修により設備も他の公共施設並みになったことから、消費税が上がる機会に料金を改定するということではないのか。

<生涯学習部長>

そのとおりである。

(質疑終了)

#### **(4) 第11号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について**

市民力推進課長 説明

《質疑》

なし

#### **(5) 第14号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について**

市民力推進課長 説明

《質疑》

なし

#### **(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)**

<福井委員長>

第1号議案に戻る。積算書を配っていただいた。意見があれば伺う。

<三上委員>

別件であるが、京都フィルハーモニーコンサート事業の補助金もコミュニティの助成金がおりにということだが、もともと当初予算に上がっていたものが財源の関係で補正になったのか。

<市民力推進課長>

当初から予定していた。財政が厳しく補助金の目途がついたこの時期となった。

<福井委員長>

いつ開催するのか。

<市民力推進課長>

8月12日に予定している。

<木曾委員>

クライミングウォールの積算内容の概略を説明願いたい。



<市民力推進課長>

事業費1,788万6千円で計画している。壁面クライミングウォール813万7,100円、安全マット等196万2千円、オートビレイ127万1,200円、これらが設置業務となる。設計・監理が77万3,600円。それに諸経費を含めてこの事業額となる。技術提案をいただき、交流会館に最も適合する施設を設置していきたいと考えている。技術提案料は支払わない。審査には専門的な知識を持つ人に参加いただく。

<木曾委員>

この内容はわかった。この後、安全対策のための雇用などの予算要求が出てくるのか。

<生涯学習部長>

施設が完成し、安全に使用を開始できるようになった時、監視員がいない時は使えないと思っている。監視員の人件費は使用料の中で賄えたらと思うが、今後検討しなければならない。今年度については、補正予算を要求することは考えていない。

<木曾委員>

交流会館運営経費の中で賄うという理解でいいか。

<生涯学習部長>

そうである。

(質疑終了)

12:03

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

12:05～

**【総務部】**

**(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)**

総務部長	あいさつ
自治防災課主幹	説明

**《質疑》**

なし

**(2) 第3号議案 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について**

総務課長	説明
------	----

**《質疑》**

なし

**(3) 第4号議案 亀岡市税条の特例に関する条例の制定について**

〈質疑〉

〈福井委員長〉

産業建設常任委員会への説明は終わっているのか。

〈商工観光課長〉

先月の常任委員会で説明した。

〈木曾委員〉

具体的に当てはまる事例を説明願いたい。

〈税務課長〉

先日新聞報道のあった亀岡駅北のホテル、湯の花温泉で予定されている旅館施設も、計画が提出され承認されれば対象になる。製造施設については、今回新たに策定したものであり具体例はないが、工場の建設に伴い固定資産税を免除する。免除額は、宿泊施設の場合、亀岡駅北1, 700㎡として土地は年間150万円程度と試算している。客室100室を想定した延床面積3,000㎡と仮定して建物は年間600万円、償却資産は概算約300万円とした場合、固定資産税全てで年間1,050万円、これを3年間課税免除とすることになるが、4年後からは課税となる。湯の花温泉の旅館施設は、新聞では敷地面積3,600㎡とあったので、一般的な固定資産税は土地が年間70万円、客室が26室と想定した場合、延床面積が1,500㎡と仮定して建物が290万円、償却資産概算150万円として、年間510万円が3年間課税免除となると考えている。製造施設の場合は、敷地面積1,000㎡の大井町の市街化区域で土地が約70万円、鉄骨造り2階建ての工場建物が約130万円、償却資産約30万円として、年間約200万円を3年間課税免除とするもので、製造施設については、規模により金額が変わってくる。

〈木曾委員〉

篠インター横に造成されている工業団地も対象になるのか。

〈商工観光課長〉

篠町牧田の工業団地も対象となる。土地の場所指定はない。条件としてつけているのは、宿泊施設は延床面積300㎡以上の物件。製造施設に関しては特に設けていない。共通して、新規常用雇用者2名以上、内1名は亀岡市民を雇うことと、商工会議所に参加することを条件としている。宿泊施設については、等価固定資産総額が1,300万円以上であることを条件としている。製造施設については、等価固定資産総額が1億円以上。ただし、業種により5千万円以上という基準を設けている。

〈三上委員〉

以前、亀岡市が出したが通らなかったものと同じか。

〈商工観光課長〉

企業立地促進法の一部を改正し地域未来投資促進法が平成29年に施行された。本来は市で一つの計画しか立てられない。スタジアムができることなどによる宿泊客の増加を見込んで宿泊施設を昨年条例化した。亀岡市はものづくり産業が多いことから、今回、南丹市、京丹波町と3者で製造施設を対象とした計画を立てた。

〈三上委員〉

今回の見通しは。

〈商工観光課長〉

それぞれ京都府の承認、国の確認済みである。

(質疑終了)

**(4) 第12号議案 亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について**

自治防災課長 説明

**《質疑》**

なし

**(5) 第13号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について**

自治防災課長 説明

**《質疑》**

なし

**(6) 第21号議案 地方税機構規約の変更について**

税務課長 説明

**《質疑》**

<石野委員>

平成31年の償却資産の申告数は。

<税務課長>

平成31年度当初調定額は8億697万4,100円、792人の納税義務者である。プレ申告書を2,526件発送したが、150万円以下は免税点以下になるため、最終的に792人となった。

<木曾委員>

税機構は、各自治体の課税自主権を守ることを議論した結果、徴収からスタートしたものである。今回、申告書の受付事務、課税事務にまで踏み込むということだが、課税自主権に関して議論されたのか。

<税務課長>

税機構設立当初の目的は、徴収業務での公平公正な課税と税収の確保が1点と、もう1点は課税事務の共同化に取り組むことにより、より公平公正な課税、また、毎年改正される地方税法に対応するためのシステム改修経費等に一括で対応することにより経費削減を図るということであった。その共同化の一つとして、今回、償却資産のプレ申告書の発送などを税機構が行うが、賦課決定と納税通知書の発行は市町村が行うこととなっている。

<木曾委員>

設立当初の税機構の趣旨を逸脱しないなら問題はないと思う。自治体の課税自主権

を守ることは大切だと思っている。

<税務課長>

課税権はあくまでも構成団体に存することを前提に、課税事務のみを共同処理するものであり、課税自主権を侵害するものではない。

<三上委員>

申告センターはいつどこにできるのか。

<税務課長>

府庁旧庁舎にある税機構本部の一部に今年度設置される。

<三上委員>

固定資産税償却資産に限るとは、具体的にどういうものか。

<税務課長>

事業用資産に係る税金が償却資産となる。電気設備、電話通信設備、構築物、機械及び装置、船、航空機、ナンバーの無い車両やパソコンといった事業の用に供するものについては償却資産として税金が発生する。

(質疑終了)

## (7) 報告第1号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長 説明

### 《質疑》

<三上委員>

地方税法の一部改正に基づくものだが、消費税増税との関係はあるのか。

<税務課長>

専決項目1つ目の住宅ローン控除期間の3年間延長については、消費税増税に伴う買い控えに対して措置されるものである。4つ目、グリーン化特例の見直しについても、2年間継続し34年から見直すものである。5つ目の6カ月延長も、消費税増税にあわせて自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入するために改正を行うものである。

(質疑終了)

12 : 33

(総務部 退室)

(教育部 入室)

12 : 35～

### 【教育部】

#### (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

教育部長	あいさつ
学校給食センター所長	説明
歴史文化財課長	説明

### 《質疑》

<三上委員>

真空冷却機は平成11年から使っているとのことだが耐用年数は。

<学校給食センター所長>

耐用年数は10年である。耐用年数を超える中、日々手入れしながら使ってきた。

1月末に温度が下がらない事象が発生し、今回補正で計上したものである。

<三上委員>

新しく購入するものの耐用年数は。

<学校給食センター所長>

同じく10年である。

<松山委員>

調査研究・普及活動経費に関して、参加者数、内容は。

<歴史文化財課長>

参加者は30～50名を予定している。体験だけではなく、小学校教育の一環で昔の道具を使うという単元があり、実りある授業とするために文化資料館学芸員と学校教員が交流を図りながら実施していく。

(質疑終了)

## (2) 第5号議案 亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育課長 説明

### 《質疑》

なし

12:38

<福井委員長>

ここで私から報告がある。大津の事故を受けて、教育委員会として100何カ所か点検され、60×80cmの黄色の樽を3カ所に設置された。南つつじヶ丘桜台3丁目、大葉台2丁目、西つつじヶ丘大山台2丁目。樽に水を入れた物で、車が右折で突っ込んできてもそれで止まるだろうということで、試行として設置いただいた。

<教育部長>

すぐに対処できる場所にはこのクッションドラムを仮置きして対応し、市道については道路部門と連携し防護柵も考えていきたい。国道、府道は道路管理者宛てに整備要望を行う。

<福井委員長>

午後1時30分まで休憩とする。

12:40

(教育部 退室)

(休憩)

12:40～13:30

## 4 討論～採決

<福井委員長>

委員会を再開する。討論に入る前に、委員間討議の実施をお諮りする。

<三上委員>

二つある。一つは消費税増税がらみの議案が多いが、法律で10%にすることは決まっているが施行時期が決まっていない。市としては粛々と実施するとのことだが、もし6月中に増税しないと決まったら、これらの条例は取り下げることになる。通年議会を実施しており、議会としては柔軟に対応しなければならないと思うので意見を伺いたい。もう一つは交流会館のクライミングウォールの積算根拠であるが、このような出し方でいいのか。継続審査として、計画がきちりとしてきてから採決するということができるのか。消費税については、物の売り買いであれば業者が税務署に納めるが、市は消費税分飲み込む。機械的に消費税分を上乗せすることが市民福祉の向上につながるのか。料金設定の根拠を見るべきである。離れにのうみは5千円という格安の料金である。意義があつてのことだが、逆に言えばやろうと思えばできるということではないか。皆さんの意見が聞きたい。

<木曾委員>

項目はその2点でいいと思う。

## 《委員間討議》

<福井委員長>

賛同いただいたので討議を行う。消費税関係でも2点あった。一つは増税の実施時期が決まっていないので、取り扱いについて議会として考えるべきではないかということ。もう一つは料金設定の根拠について話し合うべきということ。意見はあるか。

<木曾委員>

施設管理上、電気、水道などに関しては消費税がかかる。消費税分全てを市が飲み込むということにはならない。それを分けるのは難しいので、今回の措置に関してはそれも包括してのことだと理解している。

<三上委員>

通年議会なので、決まった時期にやればいいのかと思う。

<福井委員長>

通年議会なので、6月議会で保留し、7月に議決をすることはできるのか。

<事務局長>

可能であるが保留にする根拠を明確にする必要がある。

<木曾委員>

消費税を上げるスケジュールは既に決まっていることで、時期が決まっていないが、市が先走ってやるということではない。そこまで考えなくてもいいのではないか。

<山本委員>

増税は10月に予定されており、今準備すべきことだと思う。凍結の時期も決まっていない中で議案を保留し、上げることが決定した時点で議会を開くよりも、上げないことが決まれば9月議会で取り下げの方がいいと思う。

<石野委員>

10月に上げるのは決まっていることで、市もそのスケジュールで行うべきだ。

<福井委員長>

消費税の2点目、行政の場合は便乗値上げではないか、料金設定の根拠を議論すべきではないかという点はどうか。

<山本委員>

市民にとっては上がらない方が使用しやすいとは思いますが、諸経費を考えると消費税を含む値上げは一定理解できる。

<三上委員>

なぜこの料金設定なのか、離れにのうみが格安料金なのはなぜか。市民からはもっと安くならないのかとの声を聞く。他の市町との比較など、議員として知った上で論議すべきである。上げる理由はよくわかるが、もっと料金を安くする努力も大事にした

<木曾委員>

受益者負担の面で、使わない市民からなぜそこだけ安いのかという疑念が出てきた時、それに耐えうる議論をしておくべきだと思う。

<福井委員長>

みえる化を示した上で判断し納得してもらうことが大事だと思う。

<木曾委員>

他市との比較については、低料金に抑えているところもあり、財政規模も違うので難しいと思う。

<松山委員>

上げてからの稼働率が心配である。

<浅田委員>

便乗値上げではなく、適正な価格だと思う。

<福井委員長>

もう一点の交流会館のボルダリングについて自由討議をしたい。

<松山委員>

目的が不明確で使用料徴収も決まっていない、事業効果も明確でない中で、議員としてジャッジするのは難しいと思う。

<石野委員>

計画、構想ができていない。狭い場所であり利用も見込めないように思う。

<三上委員>

2年前から計画していたとのことだが、これまで交流会館をどう活用していくかと一般質問で何度か聞いているが、toto助成金がおいたらこれをしたいという話しは1回も聞いたことがない。急仕立てであり、人の配置、安全管理など不確定要素がある。場所がなく道路でサッカーやバスケットをしている子どもがたくさんいる。toto助成金を使うならもっと考えることがあるのではないかと疑問に思う。

<山本委員>

目的は交流会館の集客、にぎわいづくりとのことだが、これまでプロポーザルの予算で、議員からここまで突っ込んで言ったことはなかった。今回は人命に関わることで、細かいことまで決めるべきとの意見が出た。人件費のこと、安全性のことが、検討中で決まっていないことが問題である。予算を通した時、議会として納得できていない部分を追及していけるのか。

<福井委員長>

金額が大きければ先に議案として出てくるが、今回は1,700万円余りの金額で、事前に聞いていない案件であった。安全性のことがあり不安になった。議決後、議会として追いかける方法はある。

<木曾委員>

この事業が市民サービス向上になるのか説明できていない。toto助成金がついたからするよう感じた。プロポーザルの内容は市はノータッチということはないはずだ。

事業に対する考え方を持っていないところが問題だ。安全の問題もある。採決すれば我々は市民に説明責任があるので、説明できるのか心配だ。

<山本委員>

プロポーザルだから丸投げはあり得ない。安全面に関しての市の方針の説明があればここまで言わなかったと思う。考えがあるなら言ってほしかった。

<木村副委員長>

交流会館に作るのは決まったことなのか、後の運営管理について追及していくのか悩ましい。

<浅田委員>

ボルダリング施設ができるのであれば前向きに検討すべきだが、問題もあるので、もっと練った上で再度説明してもらった方がいいのではないかな。

<三上委員>

交流会館は市外からの利用が増えたとのことだが、toto 助成金をなぜそこに充てるのか。なぜ交流会館なのか。なぜボルダリングなのか。市民のスポーツのために充てるべきではないかと思う。

<福井委員長>

これは第1号議案であり、この後採決しなければならないが、今のままでは採決できないと感じる。予備日に委員会を開き、第1号議案だけもう一度再審査を行いたい。ボルダリングをすることはいいが納得できない部分があるという委員会の意向を所管部に伝える。20日の予備日までの3日間で詰められるのかはわからないが。

<山本委員>

ボルダリング以外に、toto 助成金を使ってやるべきことがあるのではないかなという三上委員の意見も聞いた方がいいのではないかな。

<三上委員>

ボルダリングがいいとは言えない。

<木曾委員>

なぜ交流会館なのかという説明が不足している。toto 助成金はスポーツ振興のためのものだ。交流会館の活性化が目的というのは違う。安全対策も心配だ。予備日を使って説明してもらうことに賛成する。第1号議案だけは予備日にして、他の議案については討論、採決まで今日しておいた方がいいと思う。

<三上委員>

12月議会でデリバリー弁当でもめた時、討論採決は全部送った。討論採決は、全ての審議が終わってからやるべきではないかな。

<木曾委員>

本来は、議案は一つずつ大事なものであり、議案ごとに討論採決すべきものである。それをまとめてやっているだけのことだ。一括するのは略しているだけのことだ。

<三上委員>

了解した。

(委員間討議終了)

(第1号議案は6月20日(木)の委員会予備日に討論・採決を実施)

## 《討論》

<福井委員長>

第1号議案以外で討論はあるか。

<三上委員>



第4号議案以外については、一定受益者負担の理解はしつつも、市民ニーズも含めて、消費税が上がったから上げるというものではない。市民に利用しやすいサービスとなるよう努力してほしいと思うので、反対の立場で討論させていただく。詳しくは本会議で述べる。

(討論終了)

## 《採決》

＜福井委員長＞

これより採決を行う。賛成者は挙手願う。

第3号議案(庁舎使用料条例の一部改正)	挙手多数	可決
第4号議案(市税条例の特例に関する条例の制定)	挙手全員	可決
第5号議案(野外活動施設条例の一部改正)	挙手多数	可決
第6号議案(社会体育施設条例の一部改正)	挙手多数	可決
第9号議案(市立文化センター条例の一部改正)	挙手多数	可決
第11号議案(ガレリアかめおか条例の一部改正)	挙手多数	可決
第12号議案(大井生涯学習センター条例の一部改正)	挙手多数	可決
第13号議案(南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部改正)	挙手多数	可決
第14号議案(交流会館条例の一部改正)	挙手多数	可決
第15号議案(移住・定住促進施設設置条例の一部改正)	挙手多数	可決
第21号議案(京都地方税機構規約の変更)	挙手多数	可決
第23号議案(職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正)	挙手全員	可決
報告第1号(市税条例等の一部改正)	挙手全員	承認

## 《指摘要望事項》

なし

14:35

## 5 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情
- (2) 非核・平和施策に関する要望書
- (3) 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
- (4) 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情  
(聞き置く程度とする)

## 6 その他

- (1) 議会だよりの内容について

＜福井委員長＞

審査内容については20日に決定する。行政視察の報告については別紙を確認願う。

— 全員了 —

## **(2) 今後の委員会運営について**

<福井委員長>

委員会テーマの趣旨をまとめてきたのでお目通し願う。本日は時間が無いため次回意見を伺う。

## **(3) 次回の日程について**

<福井委員長>

7月は7月25日(木)午後1時30分から開催する。次回は6月20日(木)午前10時から臨時で開催する。他になければ、これにて散会とする。

散会 ～14:40